

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団  
中期経営計画

令和3年6月22日  
令和4年4月13日変更



## はじめに

熊本県社会福祉事業団は昭和50年7月1日に、「熊本県の福祉行政と緊密な連携を保ち、県立の社会福祉施設の公立民営の理念に基づき受託運営し、県民福祉の増進に寄与すること」を目的として熊本県の出資により設立されました。

以来、平成22年に法人が民営化されるまで、熊本勤労身体障害者体育館（現：熊本県身体障害者福祉センター体育館）の管理運営を皮切りに、身体障害者福祉センターA型（熊本県身体障害者福祉センター）、難聴幼児通園施設（熊本県ひばり園）、重度身体障害者授産施設（熊本県くすのき園）、肢体不自由者更生施設業務、身体障害者福祉ホーム（熊本県りんどう荘）、身体障害者更生施設（熊本県身体障害者能力開発センター）の管理運営を受託してきました。

この間には、平成12年の制度改正（社会福祉基礎構造改革）により平成15年度から措置が利用契約に、措置費が支援費となり、また、平成15年の地方自治法の改正により平成18年度からは熊本県から指定管理者として管理運営を受託する形に変わるなど、大きな制度改正がありましたが、熊本県から施設の管理運営を受託する方式が続きました。

平成22年4月の民営化の際に熊本県と締結した協定（以下「協定」という。）に基づき、熊本県身体障害者福祉センターを除く施設（民営化施設）の建物・備品等を熊本県から無償で譲り受けるとともに敷地を無償で借り受けて、現在まで自立した経営を行ってきました。

このような中であって、平成29年の社会福祉法人制度改革により、地域における公益的な取組（地公取）や社会福祉充実計画の策定が義務付けられ、さらには、働き方改革など経営環境は大きく変わってきていることから、協定にある「将来にわたって継続的に安定した経営を行う」ために、将来の当事業団のあるべき姿を見据えた中長期的な計画を策定することとしました。

策定に当たっては、各施設・事業所の中堅・若手職員による検討をワークショップ形式で16回開催し、事業団を取り巻く外部環境や各施設・事業所の内部環境を検討するとともに、所属する施設・事業所の将来ビジョンを考えてもらいました。

それまでの成果を引き継いで、施設長等による検討会を開催し、基本理念や経営方針の見直し、これらを実現するための重点施策や実施計画を検討し、中期経営計画として取りまとめました。

検討結果については、逐次理事会や評議員会に報告しご意見を賜りました、紙面を借りて感謝を申し上げます。

この計画が、職員一人ひとりの行動の指針となり、事業団発展の礎となることを願うとともに、評議員や理事・監事の皆様には法人経営を見守っていただく指標になればと存じます。

令和3年6月

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団  
理事長 仁木徳子



## 目次

1	計画策定の背景	1
2	計画の趣旨	1
3	計画の構成と計画期間	1
4	事業団を取り巻く環境	2
	(1) 内部環境	2
	(2) 外部環境	3
	(3) 各施設の課題	3
5	事業団経営の方向性（経営方針）及び重点施策	5
	Ⅰ 利用者に寄り添い自分らしい生き方ができるよう応援します	5
	Ⅱ サービスの検証と向上に努め期待されるサービスを提供します	6
	Ⅲ 必要とされる福祉サービス等の提供を通して地域社会に貢献します	6
	Ⅳ 将来にわたって健全で安定した経営基盤の強化に努めます	7
	Ⅴ 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・定着に努めます	8
6	各施設の方向性	9
	(1) 熊本県身体障害者福祉センター	9
	(2) 熊本県ひばり園	9
	(3) 熊本県くすのき園	9
	(4) 熊本県りんどう荘	9
	(5) 熊本県身体障害者能力開発センター	10
	(6) 熊本県社会福祉事業団相談支援事業所	10
7	実施計画	11
	《経営方針・重点施策に沿った計画》	
	Ⅰ 利用者に寄り添い自分らしい生き方ができるよう応援します	11
	Ⅱ サービスの検証と向上に努め期待されるサービスを提供します	11
	Ⅲ 必要とされる福祉サービス等の提供を通して地域社会に貢献します	12
	Ⅳ 将来にわたって健全で安定した経営基盤の強化に努めます	13
	Ⅴ 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・定着に努めます	14
	《各施設の方向性に沿った計画》	
	(1) 熊本県身体障害者福祉センター	15
	(2) 熊本県ひばり園	15
	(3) 熊本県くすのき園	15
	(4) 熊本県りんどう荘	15
	(5) 熊本県身体障害者能力開発センター	15
	(6) 熊本県社会福祉事業団相談支援事業所	15
	(参考)	
1	検討の経過	16
2	検討会メンバー	17
3	事業団の概要	18
4	事業団の沿革	20

## 1 計画策定の背景

熊本県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は昭和50年7月1日に県立の社会福祉施設を管理運営することを目的に熊本県の出資により設立されました。

以来、平成22年3月まで、熊本県身体障害者福祉センター、熊本県ひばり園、熊本県くすのき園、熊本県りんどう荘及び熊本県身体障害者能力開発センターの管理運営を受託してきました。

平成22年4月に熊本県から熊本県身体障害者福祉センターを除く施設の建物・備品等は無償で譲り受けるとともに敷地を無償で借り受けて、障害福祉サービスの新体系への移行や相談支援事業所の開設等を行いながら、現在まで自立した経営を行ってきました。

このような中であって、平成29年の社会福祉法人制度改革により、地域における公益的な取組（地公取）や社会福祉充実計画の策定が義務付けられ、さらには、働き方改革など経営環境は大きく変わってきていることから、将来にわたって継続的に安定した経営を行うために、将来の事業団のあるべき姿を見据えた中長期的な計画を策定することとしました。

## 2 計画の趣旨

法人・施設が将来にわたって安定した経営を行うためには、法人が法人・施設の将来のあるべき姿とそれを実現するための方向性や道筋（経営方針や計画）を示し、全ての職員がこれらを共有し一丸となって同じ方向に進む必要があります。

そのため、この中長期計画の策定に当たっては、各施設から推薦のあった若手・中堅職員等13人で構成する検討会を開催し、ワークショップ形式で検討を行い、職員研修の場としても位置付けました。

今後、この計画を全ての職員が共有し法人・施設経営の道しるべ、共通言語として業務・サービス提供に当たることとします。

## 3 計画の構成と計画期間

この計画の構成は次のとおりとし、経営方針から実施計画までを中期経営計画（基本計画）と位置づけ、その期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、情勢の変化等に応じて見直しを行うこととします。

**基本理念** 事業団のあらゆる計画や活動の基本的考え方で、これまでの「理念」を「基本理念」に改め、次のとおり見直します。

「私たちは、誰もが自分らしい生き方ができるよう、人格と個性を尊重し、ともに支え合う豊かな社会の実現を目指します」

**経営方針** 基本理念を実現するための経営に関する基本的な方向性を示すもので、これまでの「運営方針」を経営方針に改め、次のとおり定めます。

（利用者の視点）

I 利用者に寄り添い自分らしい生き方ができるよう応援します

（サービスの視点）

II サービスの検証と向上に努め期待されるサービスを提供します

（地域・社会の視点）

III 必要とされる福祉サービス等の提供を通して地域社会に貢献します

（法人・施設の視点）

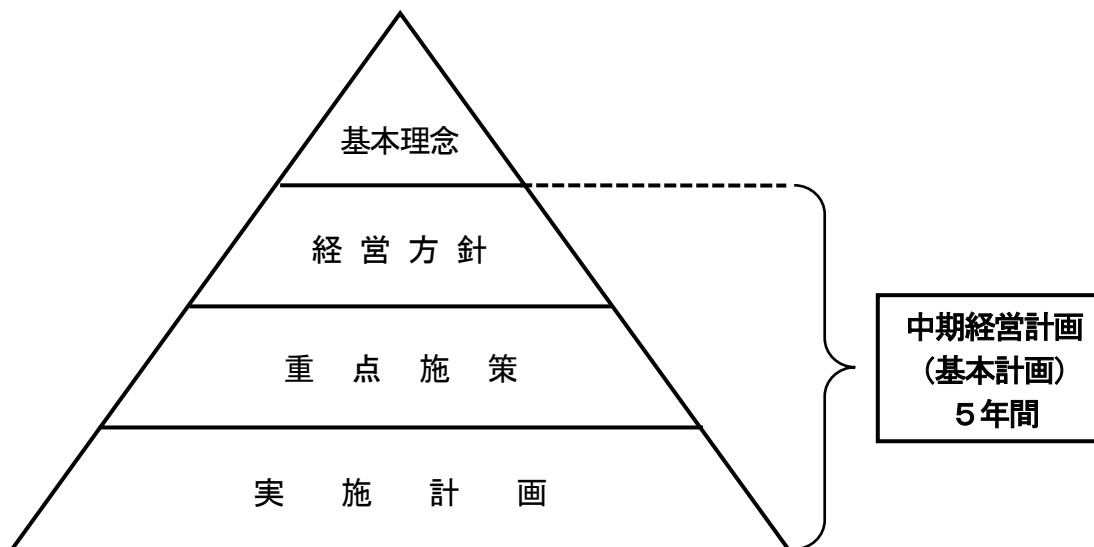
#### IV 将来にわたって健全で安定した経営基盤の強化に努めます

(人材の視点)

#### V 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・定着に努めます

**重点施策** 経営方針に沿って重点的に取り組む項目

**実施計画** 重点施策を構成する事業・取組の5年間の年次計画



### 4 事業団を取り巻く環境

先に述べた検討会メンバーによりSWOT分析(注)で各施設・事業所の内部環境と事業団を取り巻く外部環境を検討し、その結果を基に理事長と各施設長等で、各施設の内部環境の「強み」と「弱み」をそれぞれ5項目程度、外部環境の「機会」と「脅威」をそれぞれ10項目程度、法人・施設の経営で重要なものとして抽出しました。

その結果を基に、検討会メンバーで内部環境と外部環境のクロス分析を行い、各施設の課題を検討しました。その結果は次のとおりです。

#### (1) 内部環境

	強み(Strength)	弱み(Weakness)
福祉センター	I 障がい者スポーツ指導・各種大会運営 II 設備が充実している III 経験豊富な職員が多い IV スポーツ・文化支援の公益事業を長年展開 V 他では実施困難な特殊事業の受託	I 建物の老朽化 II 新規利用者の減少(利用者の固定化、事業のマンネリ化) III 5年毎に指定管理者の指定が必要 IV 駐車場が少ない V 指定管理の委託料が毎回減額されている
ひばり園	I 県下で唯一の難聴に特化した施設 II 専門性が高い III 設備が整っている(特殊な設備がある) IV 母子(家族)通園 V 言語や発達障がい児の療育ができる	I 送迎がない(保護者の都合で欠席、共働きは仕事を休む必要) II 収益確保が難しい、収入が安定しない III 建物の老朽化 IV 2階にある(暗い) V 職員の年齢構成が偏っている
くすのき園	I 経営が安定(サービス報酬が安定) II 敷地が広い(新しく建物が建てられそう) III い草製品の製造 IV 就労継続支援B型 V ホンダ作業の受注元が近くにある	I 建物の老朽化 II 利用者の高齢化・重度化への対応が不安 III い草製品製造が継続できるか不安 IV 職員の高齢化 V 利用者が移動しにくい構造(施設内に急こう配のスロープ、段差や高低差がある)

りんどう荘	I 家賃が安い II B型・生活介護(くすのき園)が近くにある III 24時間・365日職員がいる IV 利用者一人一人のニーズに対応 V 食費が安い VI 需要がある	I 人材不足が続いている II りんどう荘 I は建物・設備が古い III 正職員がいない IV 職員の高齢化 V 利用者の高齢化
能力開発センター	I 設備が整っている(リハ設備、パソコン、在宅生活の設備) II 医療の専門職がいる(OT、PT、看護師) III リハビリ系が大きな強み(言語(嚥下)訓練、手厚い生活介護の訓練) IV リハビリに特化している(機能訓練、PC 訓練、基礎訓練) V 交通の便が良い	I 利用者の生活環境(個室でない、コール設備、和式トイレ、廊下の空調、入浴設備等) II 定員割れ(病院→自宅への流れ) III 建物の老朽化 IV 人手不足 V 年齢構成(若手(20代)・中堅職員がいない)
相談支援	I ネットワーク(関係機関との連携) II 広い施設・設備が不要(電話とPCで可) III 高い専門性(業務を通じてスキルアップ) IV 福祉サービスの利用には必須 V 全員が有資格者	I 職員の代替が困難(一人親方的) II 各職員の負担が大きい(担当ケースが多い) III 収支が悪い IV 公用車が1台しかない V 利用者が多様なので苦勞が多い

## (2) 外部環境

### 機会 (Opportunity)

- ① 介護支援機器の導入が加速する
- ② 地域福祉の拠点が求められる(公益的な取組)
- ③ 福祉現場へのICT導入が加速する
- ④ 高齢社会の深化、認知症の増加
- ⑤ 障がいの重度化→介護者のスキル向上が求められる
- ⑥ 福祉施設の人手不足→賃金上昇
- ⑦ 働き方改革(副業する人が増える)
- ⑧ 低金利政策(低金利が継続)
- ⑨ 報酬改定(総額の圧縮(加算制度、地域移行等))
- ⑩ 発達障がいの疑いのある人の増加
- ⑪ 福祉避難所の役割が増大する

### 脅威 (Threat)

- ① 介護者のスキル向上が求められる
- ② 介護支援機器の導入が加速する
- ③ 地域移行が更に進む(在宅支援の強化、入所定員の減少)
- ④ 発達障がいの疑いのある人の増加
- ⑤ 慢性的な人手不足が継続
- ⑥ オリンピック、災害、万博等特需後の景気低迷
- ⑦ 女性の活躍(女性の就労が増加)
- ⑧ 少子化の進展
- ⑨ 福祉施設の人手不足→賃金上昇
- ⑩ 外国人労働者が増える
- ⑪ 発達障がい児(知的含む)の療育ニーズの増大
- ⑫ メンタル不調(精神疾患)が増える

## (3) 各施設の課題

さらに、これを基に検討会メンバーが外部環境と各施設の内部環境のクロス分析を行い、各施設の課題等を検討しました。その結果の主なものは、次のとおりです(強み(S) 弱み(W) 機会(O) 脅威(T))。

### 福祉センター

- ① スポーツ・文化活動のノウハウ(S)を活かして、増加する高齢者や重度化する障がい者(O)の参加の機会を設けて、新規利用者の減少(W)をカバーする必要がある。
- ② 地域福祉の拠点としての機能や地公取が求められているので(O)、福祉避難所運営のノウハウ(S)や設備・機器が充実している(S)のを活かした取組を行う必要がある。
- ③ 駐車場が不足しているという意見が多い(W)ので、駐車場の確保について熊本県と協議を続ける必要がある。



## ひばり園

- ① 県下唯一の難聴等の療育ができる施設(S)として、ここでしかできないことや地域の子どもと家族から求められていることを公益的な取組(O)として行う必要がある。  
また、遠隔地の子どもに対する支援については、オンラインによる療育も含めてあり方を検討する必要がある。
- ② 災害発生や感染症の蔓延等(T)の際の療育や卒園後のフォローを遠隔で実施できるようにするためICTの活用(オンラインによる療育)を検討する必要がある。
- ③ 災害発生や感染症の蔓延(T)等による収入減の影響をできるだけ小さくするために、持っているスキルやノウハウ(S)を活かして熊本県や熊本市等の事業を受託し収入を確保するとともに、地域福祉の向上に寄与したり地域に貢献する必要がある。
- ④ 少子化の進展(T)に伴い難聴に特化した施設(S)としてのニーズは減ることが考えられるため、発達障がい(疑いを含む)児の増加(O)等ニーズのある分野の療育も増やすことを検討する必要がある。

## くすのき園

- ① 利用者の高齢化・障がいの重度化(O)に対応するために、介護支援機器を導入し、職員の負担(W)を軽減する必要がある。
- ② 利用者数と販売額の低迷(W)が続いているB型事業所の経営を改善する必要がある。
- ③ い草製品製造機械(織機)(S)が老朽化している(W)ので更新して生産量を増やすとともに、新しい商品を開発して販路の拡大を図る必要がある(令和元年8月時点での整理)。
- ④ 建物の老朽化(W)や利用者が移動しにくい構造(W)のために、施設の建て替えを検討する必要がある。
- ⑤ 広い敷地や建物(S)を活用して地域住民の趣味や余暇活動の場、交流の場として開放し、災害時には避難所としての機能(O)を担う必要がある。
- ⑥ 地域移行が更に進む(在宅支援の強化、入所定員の減少)ことが予想される(T)ため、グループホームの増設を検討する必要がある。

## りんどう荘

- ① 利用(入居)のニーズがあり(S)、低金利が続くと思われ(O)、また、令和5年度にりんどう荘ⅡⅢⅣの賃貸契約(年間547万円)が満了となるので、県から土地を購入し建物を建設することを検討する必要がある。
- ② 高齢化(重度化)した利用者(W)の介護保険サービス等への移行を進める必要がある。
- ③ 人手(人材)不足が続いている(W)ので、勤務体制の見直し等働きやすい環境にする必要がある。
- ④ 重度化する利用者(W)に対応するために、現在の介護サービス包括型を見直して、日中サービス支援型等への移行を検討し、併せて、居宅で生活している障がい者への支援として、一時的に入居利用ができる短期入所事業を検討する必要がある。

## 能力開発センター

- ① 地域福祉の拠点としての機能や地公取が求められているので(O)、設備が整っていること(S)や専門的なスタッフによる支援が可能(S)であることを活かして、福祉避難所としての役割を担う必要がある。
- ② 入所者の高齢化・重度化(W)や利用者の減少(W)に対応するために、共生型サービスの実施(介護保険サービスへの参入)を検討する。

- ③ 利用者の生活環境が良くない（相部屋、トイレ、空調、入浴等）(W)ので改善する必要がある。
- ④ ICT（Wi-Fi、タブレット、インカム等）(O)や介護支援機器(O)を導入して、サービスの向上や業務の効率化、職員の負担軽減を図る必要がある。
- ⑤ 地域移行が更に進む（在宅支援の強化、入所定員の減少）ことが予想される(T)ことから、グループホームの設置や在宅支援（訪問サービス）を検討する必要がある。

### 相談支援事業所

- ① ICT（タブレットやクラウド等）(O)の導入により、業務の効率化を図り、職員の負担(W)の軽減を図る必要がある。

(注)SWOT分析は、経営戦略等を策定する際に用いられる経営環境を分析する手法の一つ。

組織の内部環境を目標達成にプラスとなる特質を「強み」、妨げとなる特質を「弱み」として抽出し、外部環境を目標達成にプラスとなる特質を「機会」、妨げになる特質を「脅威」として抽出し、これらをクロス分析することで課題を発見し、経営の方向性(戦略)を絞り込むことに利用する。

## 5 事業団経営の方向性（経営方針）及び重点施策

基本理念を実現するために、①利用者、②サービス、③地域・社会、④法人・施設及び⑤人材の視点から経営に関する基本的な方向性として経営方針を定めるとともに、この経営方針に沿って重点的に取り組むべき項目を重点施策として掲げることで、全ての職員が同じ方向に向きながらそれぞれの役割を担い、利用者の幸せと地域福祉の向上に貢献するという思い（意識）を育みます。

（利用者の視点）

### I 利用者に寄り添い自分らしい生き方ができるよう応援します

利用者や利用する児童（以下「利用児」という。）が、かけがえのない個人としてその人格と個性が尊重され、自己決定と自己選択による利用者本位のサービスにより、ライフステージに応じ安全で安心して自分らしい日常生活を送ることができるよう支援します。

#### 重点施策

#### (1) 利用者の人権・権利擁護の取組を徹底します

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利の擁護に努めるとともに、個人の尊厳に配慮した良質で安心・安全なサービスの提供に努めます。

○研修、成年後見制度、意思決定支援、「虐待防止と対応マニュアル」の見直し等

#### (2) 利用者のQOLの向上に努めます

利用者や利用児とその家族が、喜びや楽しさを実感できるような生活や活動の場づくりに努めます。

○スポーツ・文化活動、余暇活動、生活環境の整備、満足度調査等

#### (3) 利用者の地域生活を支援します

地域生活への移行を希望する利用者の要望に応じて、生活環境の整備や支援体制等について関係機関等との連携により、その実現に向けた支援を行います。

また、通所の利用者や利用児とその保護者のQOLの向上のための相談体制の充実に努めるとともに、グループホームの整備について検討を行います。

○生活環境の整備、子育て相談、グループホームの整備等

(サービスの視点)

## II サービスの検証と向上に努め期待されるサービスを提供します

利用者や利用児とその家族が安心して日常生活が送れるよう、常に提供するサービスの検証と質の向上に努めます。

また、災害や感染症が発生しても、可能な限りサービスが提供できるように、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や災害時の対応マニュアルを常に見直すとともに定期的な訓練を実施します。

### 重点施策

- (1) 利用者の満足度調査や第三者評価の受審等によるサービスの質の向上に努めます  
提供するサービスについて日々の振り返りにより質の向上を図るとともに、利用者アンケートによる満足度調査を行います。

また、第三者評価の受審による外部の客観的な評価を基に、サービスの質の向上に努めます。

○満足度調査、自己点検、第三者評価等

- (2) 職員の専門的な知識と技術の向上に努めます

職務を通じての研修(OJT(On The Job Training))、職務を離れての研修(Off-JT(Off The Job Training))及び自己啓発(SD(Self Development))による専門的な知識と技術の向上を図ります。

また、引き続き、国家資格等の取得に係る費用の助成を行うとともに、制度の利用について促していきます。

○研修の充実、資格取得の支援、実践報告や実務研究の推奨等

- (3) リスクマネジメント体制の強化を図り、安定したサービスの提供に努めます

災害や感染症の蔓延等の非常事態に備えて、事業継続計画(BCP)の策定や必要に応じて対応マニュアルの見直しを行うとともに、定期的に図上訓練を実施します。

これにより、非常事態の際の利用者へのサービス提供や収入への影響が可能な限り低減するよう努めます。

○事業継続計画（BCP）の策定、災害等対応マニュアルの見直し、情報管理規程の策定・運用等

- (4) 介護支援機器やICTの導入を図りサービスの向上に努めます

介護支援機器の導入により、利用者と職員の負担軽減を図ります。

また、ICT等の導入により業務の効率化を図ることでサービスの向上に努めます。

○介護ロボットの導入、インカムの導入、福祉・介護総合システムの導入等

(地域・社会の視点)

## III 必要とされる福祉サービス等の提供を通して地域社会に貢献します

事業団が有するノウハウや施設の機能を地域に開放するとともに、地域の人々との交流等を通して認知度を高め、地域から信頼され頼りにされる存在になるよう努めます。

また、熊本県や熊本市からの事業の受託や、関係団体・事業所等との連携により、地域福祉の向上に貢献していきます。

### 重点施策

- (1) 地域における公益的な取組の充実を図ります

社会福祉法人の使命である地域における公益的な取組の充実を図るために、地域の関

係機関や団体等との交流を通して地域のニーズを把握し、必要とされる取組を検討します。

○既存事業の充実、生活困窮者レスキュー事業への参画、新規事業の検討等

(2) 関係機関との協働・連携により地域福祉に貢献します

事業団が有する機能（人材・ノウハウ・設備等）を活用する事業を積極的に受託することなどにより、地域福祉の向上に貢献していきます。

○東区機能強化事業、聴覚障害児中核機能支援事業（新規）、保育所等訪問支援、相談支援

(3) 福祉避難所等の地域における防災拠点としての機能充実を図ります

平成28年の熊本地震の際の避難所運営のノウハウや施設・設備、日赤や県立大学に隣接するという地の利を活かして、地域における防災拠点としての機能・役割を高めていきます。

○災害等対応マニュアルの見直し、対応訓練の実施等

(法人・施設の視点)

#### IV 将来にわたって健全で安定した経営基盤の強化に努めます

将来にわたって安定的な経営を維持していくために、組織のガバナンスの強化とともに、安定した収入（利用者）の確保と業務の効率化や職員のコスト意識の向上等による財政基盤の強化を図ります。

また、第3期施設・設備整備計画に基づき老朽化した建物の改修や設備の更新等を計画的に進めるとともに、社会福祉充実計画に基づく施設・設備の整備を着実に実施します。

#### 重点施策

(1) ガバナンスの保持に努めます

法令・関係通知や事業団の各種規程のみならず、利用契約や業務マニュアル（手順書）等も含めたコンプライアンスの徹底、経営情報等の積極的な開示による経営の透明性の確保など、ガバナンスの保持・強化を図ります。

○コンプライアンスの徹底、総務（経理）マニュアルの作成、経営情報の積極的開示

(2) 黒字の確保等経営基盤の強化に努めます

利用者の確保、指定管理や各種事業の受託及び新しい事業展開等による収入の確保に努めるとともに業務の効率化や経費の削減等による費用の縮減に努め、黒字を確保し、財政基盤の強化を図ります。

○収入（利用者）の確保、経費の削減、指定管理や各種事業の受託、未来志向の事業展開【新しい事業の展開】（経営の多角化、多機能化、他法人との連携）

(3) 計画的な人材の確保・育成に努めます（具体的な内容はVの人材に係る経営方針に記載）

人材は、法人の経営資源のうちでも最も重要な資源であり、優秀な人材を確保し、育て、やりがいを持って長く働いてもらうことが、継続的な経営のためには何よりも重要です。

そのために、事業の維持・展開に伴う人員を計画的に確保するとともに、将来の法人・施設経営の中核となる人材の確保・育成に努めます（正職員比率3割を当面の目標とします）。

- (4) 第3期施設・設備整備計画や社会福祉充実計画に基づく計画的な施設・設備整備に努めます

利用者の生活環境の向上や職員の働きやすい職場環境づくりのために、第3期施設・設備整備計画や社会福祉充実計画に基づく施設・設備の整備を進めます。

- (5) 積極的な情報発信に努めます

法人・施設の情報を積極的に発信することで認知度を高めるとともに、関係機関や地域からの信頼向上に努めます。

また、令和7年に法人設立から50年を迎えることから、記念行事の開催や記念誌の編纂等について、横断的なプロジェクトチームを設置するなどして検討を行います。

○50周年記念事業、HPの充実

(人材の視点)

## V 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・定着に努めます

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成するとともに、働きやすい職場環境の整備を進め、職員の定着に努めます。

### 重点施策

- (1) 計画的な職員採用に努めます

IVの法人・施設に係る経営方針の重点施策(3)に記載のとおりです。

- (2) 人材確保・育成等に関する基本方針に基づき人材の育成・定着を図ります

令和2年3月に策定した基本方針に基づき人材の確保、育成及び定着を図るとともに、キャリアパスを確立し現在運用している人事評価と合わせた人事システムを構築し職員に公表することで、モチベーションの維持・向上を図ります。

○計画的な人材の確保、計画的な人材育成、人事評価、キャリアパス

- (3) 職員の知識・専門性の向上を図ります

IIのサービスに係る経営方針の重点施策(2)のとおりです。

○資格取得支援制度の充実、実践報告や実務研究の推奨等

- (4) 働きやすい職場環境の整備に努めます

介護支援機器の導入やICTの活用による業務の効率化等により職員の負担軽減を図ります。

また、ハラスメントのない職場づくりに努めるとともに、職員のメンタルチェックの実施や嘱託産業医の導入等による職員の健康管理・相談体制の充実を図ります。

さらに、病気や傷害等の療養のために休業した職員が可能な限り引き続き就業できるよう、職場に復帰するための支援制度を設けます。

○介護支援機器による負担の軽減、ICTの活用による業務の効率化、健康管理体制の充実、ハラスメント研修、傷病後の職場復帰支援制度

## 6 各施設の方向性

### (1) 熊本県身体障害者福祉センター

平成30年度から令和4年度まで熊本県から指定管理者に指定され管理・運営を受託していますが、引き続き指定されるようサービスの向上に努め利用者の増加を図ります。

また、熊本県や熊本市から障がい者スポーツ大会の開催事業を受託している事業団事務局事業課や障がい者のスポーツ・文化の振興を担っている熊本県スポーツ・文化協会事務局と相互に協力・連携しながら、障がい者のスポーツ・文化活動への参加を支援していきます。

○指定管理者の指定に向けた取組、地域に開かれた・地域と連携した運営（交流等）、スポーツ大会等の受託、老朽化した設備等の計画的な改修

### (2) 熊本県ひばり園

利用児とその保護者が地域で安心して暮らすことができよう、他機関と連携しながら次の取組により子育てを支援します。

熊本市から受託している東区の「児童発達支援センター等機能強化事業」により、他機関との連携強化を図りながら児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等への支援等を通じて東区の地域療育体制の強化に貢献していきます。

聴覚障害の（疑いの）ある乳幼児に対して、保健・医療・福祉・教育が連携して新生児から学童期まで切れ目のない支援ができるよう、熊本県と協議しながらその体制の実現を目指します。

○児童発達支援センター等機能強化事業、聴覚障害児中核機能支援事業、保育所等訪問支援事業、計画的な設備等の更新

### (3) 熊本県くすのき園

利用者の高齢化や障がいの重度化への対応について検討を行います。

また、施設・設備の老朽化対策として計画的な維持・修繕を行うとともに、将来の施設整備について検討します。

就労継続支援B型事業については、い草を利用した自主製品の開発やSNSを活用した販路拡大を図るとともに、利用者の実態を踏まえながら工賃の向上が図られる作業を検討します。

○計画的な施設・設備等の維持・修繕、自主製品の開発と販売促進、将来の施設整備に向けた検討

### (4) 熊本県りんどう荘

賃借の木造住宅3棟については、購入することにより、入居者の安心・安全で快適な生活環境を実現します。

また、現在の介護包括型から日中サービス支援型へ変更して、利用者の重度化に対応したサービスの充実を図ります。併せて、障がい者の地域生活を支援するために短期入所事業を開始します。

○購入に向けた所有者との協議

## (5) 熊本県身体障害者能力開発センター

機能訓練事業を実施しているのは熊本県内に3事業所しかなく、入所支援施設で実施しているのは県内唯一となりました。その歴史は熊本県から身体障害者更生施設の管理・運営を受託した昭和58年まで遡ることができ、発足以来、県内の身体障がい者のリハビリテーションの中核を担い、訓練をとおして多くの人たちの社会復帰を支えてきましたが、近年は定員割れの状態が続いています。

また、利用者の高齢化も進んでいることから、定員の空きを活用して介護保険事業（共生型サービス）を導入するのを手始めに、介護保険事業分野の事業開拓を検討します。

さらに、生活環境の向上を図るとともに、機能訓練期間終了後の地域生活を支援することで利用者の退所後の不安を解消し、利用希望者の増加を図ります。そのために、居室の個室化を進めるとともに、地域生活の場としての選択肢の一つとしてグループホームの設置について検討を行います。

○共生型サービスの導入、居室の個室化等による生活環境の向上、ICTの活用によるサービスの向上及び業務の効率化、介護保険事業分野への参入検討

## (6) 熊本県社会福祉事業団相談支援事業所

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、障害福祉サービス利用のための相談やサービス等利用計画の作成等を行うなど、極めて重要な役割を担っていますが、他の法人等の事業所も含めて経営は厳しい状況にあります。

このような中であって、事業団設立の精神（本旨）を受け継ぎ、地域福祉に貢献するために、加算の取得等による収入の確保を図りながら、事業が継続できるよう努めています。

また、業務内容から職員のスキルアップの場として大変重要ですが、一方で職員の負担感は大きく、負担を軽減するためにICTの導入による負担の軽減を図ります。

○加算の取得等による収入の確保、タブレットやクラウド等ICTの導入

## 7 実施計画

重点施策を構成する取組を着実に実施するために今後5年間の年次計画を次のように定めます。

なお、状況の変化等により必要に応じて適宜見直しを行います。

### 《経営方針・重点施策に沿った計画》

#### I 利用者に寄り添い自分らしい生き方ができるよう応援します

##### (1) 利用者の人権・権利擁護の取組を徹底します

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
研修の開催	全体	全体	全体	全体	全体	
対応マニュアルの見直し	見直し					本部
職員倫理綱領及び職員行動規範の徹底	—————→					全施設

##### (2) 利用者のQOLの向上に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
満足度調査	—————→					全施設 毎年度
スポーツ・文化活動の支援	—————→					福祉センター

##### (3) 利用者の地域生活を支援します

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
グループホームの開設		グループホームの開設検討	—————→			能力開発センター

#### II サービスの検証と向上に努め期待されるサービスを提供します

##### (1) 利用者の満足度調査や第三者評価の受審等によるサービスの質の向上に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
満足度調査	—————→					(再掲)
自己点検	—————→					全施設 毎年度
第三者評価			ひばり園	くすのき園 能開センター	りんどう荘	

##### (2) 職員の専門的な知識と技術の向上に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
資格取得支援	—————→					全施設 毎年度
内部研修の実施	—————→					全施設 毎年度
外部研修の受講	—————→					全施設 毎年度



(3) リスクマネジメントの強化を図り、安定したサービスの提供に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
災害等対応マニュアル	必要に応じて随時見直し					全施設
事業継続計画(BCP)	策定					全施設
情報管理規程の策定・運用		策定	運用			本部

(4) 介護支援機器やICTの導入を図りサービスの向上に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
介護支援機器の導入	くすのき園 りんどう荘 能開センター					
ICTの活用		WiFi環境整備 インカム導入	居室モニター導入			能力開発センター
クラウドの活用						全施設

Ⅲ 必要とされる福祉サービス等の提供を通して地域社会に貢献します

(1) 地域における公益的な取組の充実を図ります

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
地公取の見直し・充実						全施設
生活困窮者レスキュー事業	参画の準備	参画				全体

(2) 関係機関との協働・連携により地域福祉に貢献します

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
児発センター機能強化事業						ひばり園
聴覚障害児中核機能支援事業	熊本県協議					ひばり園

(3) 福祉避難所等の地域における防災拠点としての機能充実を図ります

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
災害対応マニュアル	必要に応じて随時見直し					(再掲)
図上訓練の実施						全体
地域を巻き込んだ訓練	関係機関等との協議	訓練の実施				全施設

#### IV 将来にわたって健全で安定した経営基盤の強化に努めます

##### (1) ガバナンスの保持に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
総務マニュアルの作成		→				本部
職員倫理綱領及び職員行動規範の徹底	→					(再掲)

##### (2) 黒字の確保等経営基盤の強化に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考	
福祉センターの指定管理		指定管理者への応募	→			福祉センター	
県有地の利用に係る協議	現在の契約(令和2~6年度)			次期契約協議	契約の継続	本部	
児発センター機能強化事業		→				(再掲)	
聴覚障害児中核機能支援事業	熊本県協議	→				(再掲)	
新しい事業の展開	共生型サービス指定	サービス提供	介護事業への参入検討	グループホームの開設検討	→		能力開発センター

##### (3) 計画的な人材の確保・育成に努めます (具体的な内容は人材に係る経営方針に記載)

##### (4) 第3期施設・設備整備計画や社会福祉充実計画に基づく計画的な施設・設備整備に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
施設・設備整備計画	第3期計画	→			第4期計画	全施設
社会福祉充実計画	見直し・計画の変更申請 用地取得に関する県協議					本部
グループホームの整備	用地の県協議 賃借中の土地建物購入 打診	→			購入	りんどう荘
居室の個室化	補助申請	改修				能力開発センター

##### (5) 積極的な情報発信に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考	
50周年記念事業			プロジェクトチームでの検討	→		記念事業 全体	
HPの充実	必要に応じて随時見直し			全体の見直し	→		全施設 本部

## V 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・定着に努めます

### (1) 計画的な職員採用に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
正職員の採用	—————→					全体の3割程度を目標

### (2) 人材確保・育成等に関する基本方針に基づき人材の育成・定着を図ります

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
キャリアパス	確立/運用	—————→				本部
人事評価	連動	↑ ↓	—————→			全体
人材の確保	必要に応じて	随時採用	—————→			全施設
人材の育成	研修計画に基づく研修の実施	—————→				全施設

### (3) 職員の知識・専門性の向上を図ります

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
資格取得支援制度の充実	—————→					本部
	必要に応じて	随時見直し	—————→			本部

### (4) 働きやすい職場環境の整備に努めます

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
健康管理体制の充実	嘱託産業医の設置検討	健康相談体制の確立	—————→			本部
傷病後の職場復帰支援制度	制度の検討	制度の運用	—————→			本部
ハラスメント研修	—————→					全施設

《各施設の方向性に沿った計画》

(1) 熊本県身体障害者福祉センター

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
指定管理		指定管理者への応募			(9年度まで)	
スポーツ大会の受託						
交流会の実施						
老朽化した設備等の改修						

(2) 熊本県ひばり園

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
児発センター機能強化事業						(再掲)
聴覚障害児中核機能支援事業	熊本県協議					(再掲)

(3) 熊本県くすのき園

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
自主製品の開発・販促	製品開発	販売促進				
計画的な施設・設備の維持・修繕						
将来の施設整備に向けた検討						

(4) 熊本県りんどう荘

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
グループホームの整備	用地の県協議 賃借中の土地建物購入 打診		協議		購入	(再掲)
運営形態の見直し	日中サービス支援型の検討			指定申請	サービス開始	

(5) 熊本県身体障害者能力開発センター

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
共生型サービスの導入	指定申請	サービスの提供				(再掲)
介護事業への参入			参入検討			(再掲)
居室の個室化	補助申請	改修				(再掲)
ICTの活用		WiFi環境整備 インカム導入	居室モニター導入			(再掲)
グループホームの開設計画						(再掲)

(6) 熊本県社会福祉事業団相談支援事業所

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
ICTの活用			クラウドサービス検討	モバイル端末導入		

## 1 検討の経過

	開催日等	内容等
	H30. 5. 29	・事業団のあり方(将来構想)検討に関する方針決定
	6. 8	・各施設に検討会メンバーの推薦依頼
	7. 13	・検討会メンバーの決定(13人)
第1回	8. 3	・検討の枠組み、SWOT分析及び法人・施設の職種別・男女別・年齢階層別職員数について説明 ・外部環境(機会・脅威)の検討
2回	8. 30	・外部環境(機会・脅威)の検討
3回	9. 27	・外部環境(機会・脅威)の検討
4回	10. 26	・内部環境の検討(長嶺地区の施設・事業所の見学、状況説明)
5回	11. 30	・内部環境の検討(松橋地区の施設・事業所の見学、状況説明)
6回	12. 27	・内部環境(福祉センター・ひばり園の強み・弱み)の検討
7回	H31. 1. 26	・内部環境(能力開発センター・相談支援事業所の強み・弱み)の検討
8回	2. 22	・内部環境(くすのき園・りんどう荘の強み・弱み)の検討
9回	4. 19	・外部環境と内部環境の再検討(施設長等による検討及び重要度の投票)
10回	R1. 5. 31	・外部環境と内部環境(福祉センター)のクロス分析
11回	7. 31	・外部環境と内部環境(ひばり園)のクロス分析
12回	8. 23	・外部環境と内部環境(くすのき園)のクロス分析
13回	9. 20	・外部環境と内部環境(りんどう荘)のクロス分析
14回	10. 25	・外部環境と内部環境(能力開発センター)のクロス分析
15回	11. 27	・外部環境と内部環境(相談支援事業所)のクロス分析 ・地域における公益的な取組の検討
16回	12. 26	・各施設・事業所のビジョンの発表
17回	R2. 7. 2	・各施設長による各施設のビジョン発表 (以降、理事長と各施設長等による検討)
18回	7. 31	・基本理念の検討(他法人の理念等の紹介、理念の見直し)
19回	9. 1	・基本理念・基本方針の検討
20回	10. 2	・基本理念の決定、基本方針の呼称の見直し(運営方針→経営方針)及び経営方針の検討
21回	10. 27	・経営方針の検討、計画の枠組の検討
22回	11. 1	・経営方針の検討(各区分毎の方針案の絞り込み)
23回	12. 1	・経営方針及び重点施策の検討
24回	12. 14	・経営方針の決定、重点施策の及び事業・取組の検討
25回	R3. 1. 5	・重点施策の決定、事業・取組の検討 ・中期経営計画案(たたき台)の検討 ・実施計画の検討
26回	2. 1	・事業(取組)の決定 ・中期経営計画案(素案)の検討
27回	2. 16	・中期経営計画案(素案)の検討
28回	3. 1	・中期経営計画案(素案)の決定

## 2 検討会メンバー

### (1) 第1回～第16回

事務局総務課	課長 原口眞一 主事 宮田初美
事業課	嘱託職員 吹田純子
福祉センター	主事 宮崎勇象
ひばり園	技師 松本真由子 技師 坂本純 (第1回～第8回) → 主任技師 西村美保 (第9回～第16回)
くすのき園	主任主事 糀本良仁 主事 清水裕順 技師 鬼塚照也
りんどう荘	契約職員 安井喜美子
能力開発センター	主任技師 立元貴之 主事 新立理沙
相談支援事業所	主事 富澤郁美

### (2) 第9回、第17回～第28回

理事長	仁木徳子
事務局総務課長	杉本高俊 (第17回～第28回)
福祉センター所長	竹下智之
ひばり園園長	高田規子
くすのき園園長	吉田好範
りんどう荘園長	三角一郎
能力開発センター所長兼相談支援事業所所長	今村幸子 (第9回) → 中畑昭日出 (第17回～第28回)

(ファシリテーター) 事務局長 井上康男

### 3 事業団の概要

#### (1) 設置目的

##### ① 設立の趣旨（設立 昭和50年7月1日）

当事業団は、県の福祉行政と緊密な連携を保ち、県立の社会福祉施設の公立民営の理念に基づき受託運営し、県民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

##### ② 設置目的（民営化前 設立から平成22年3月31日まで）

この社会福祉法人は、熊本県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

##### ③ 設置目的（民営化後 平成22年4月1日～）

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

#### (2) 組織の概要

① 名称 社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団

② 所在地 熊本市東区長嶺南2丁目3番2号

④ 役員等 評議員8人、理事6人、監事2人

⑤ 職員数

令和3年6月1日現在

施設名	正職員	契約職員	嘱託職員	計
総務課	1	2		3
事業課			4(2)	4(2)
福祉センター	1	1	3(2)	5(2)
ひばり園	7	9(2)	3	19(2)
くすのき園	8	4	21	33
りんどう荘	1	3	17	21
能開センター	5	7(1)	20	32(1)
相談支援事業所	3			3
計	26	26(3)	68(4)	120(7)

理事長・嘱託医(3人)を除く。( )内の数字は無期契約に転換した職員の内数

#### (3) 事業活動収支の推移

(単位：千円)

項目 年度	事業活動 収入	事業活動 支出	事業活動 収支差額	当期活動 収支差額	当期末繰越活動 収支差額
平成21年度	455,373	397,892	57,481	58,020	311,591
平成22年度	492,176	426,454	65,722	65,299	378,093
平成23年度	508,278	442,665	65,613	65,969	447,016
平成24年度	494,545	459,890	34,655	34,421	481,437
平成25年度	533,683	477,273	56,410	55,080	345,517

(会計基準の改定)

項目 年度	サービス活動 収益	サービス活動 費用	サービス活動 増減差額	当期活動 増減差額	当期末繰越活動 増減差額
平成26年度	537,265	484,797	52,468	56,935	420,009
平成27年度	564,846	498,413	66,433	70,384	398,892
平成28年度	582,579	528,582	53,997	60,006	360,398
平成29年度	566,833	515,360	51,473	59,107	370,688
平成30年度	575,514	521,271	54,244	57,035	364,803
令和元年度	564,978	544,728	20,249	22,460	352,994
令和2年度	567,807	540,741	27,066	25,285	376,480

(4) 施設・事業の概要

施設名	所在地	施設種別	設置根拠	事業	定員	設置	施設の概要
身体障害者福祉センター	熊本市東区長嶺南2丁目3番2号	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第31条 ・熊本県身体障害者福祉センター条例第1条	社会福祉事業 第2種 社会福祉事業	—	熊本県	敷地面積 14,491.17 m <sup>2</sup> (うちグラウンド 6,616 m <sup>2</sup> ) 建物延床面積 4,330.16 m <sup>2</sup> ・第一本館 鉄筋コンクリート造2階建 3017.40 m <sup>2</sup> 1階 事務室、プレイルーム、娯楽室、宿泊室、点字図書館等 2階 調理室、聴覚障害者情報提供センター等 ・体育館 鉄筋コンクリート造1階建 980.25 m <sup>2</sup> ・その他施設 332.51 m <sup>2</sup>
ひばり園		障害児通所支援事業所	児童福祉法第43条の2	第2種 社会福祉事業	28人	事業団	・第二本館 鉄筋コンクリート造2階建 2階部分の一部 862.96 m <sup>2</sup>
身体障害者能力開発センター		障害者支援施設	障害者自立支援法第5条 ・同法第29条第1項	第1種 社会福祉事業	15人 25人 30人		建物延床面積 3,231.35 m <sup>2</sup> ・第二本館 鉄筋コンクリート造2階建 1階部分の一部 1,528.27 m <sup>2</sup> ・入所棟 鉄筋コンクリート造平屋建 1,101.92 m <sup>2</sup> ・リハビリ棟 鉄筋コンクリート造平屋建 360.00 m <sup>2</sup> ・渡り廊下 鉄筋コンクリート造平屋建 241.16 m <sup>2</sup>
社会福祉事業団相談支援事業所		相談支援事業所 障害児相談支援事業所	障害者自立支援法第5条 ・児童福祉法第24条の28第1項	第2種 社会福祉事業	—		・第二本館 鉄筋コンクリート造2階建 1階部分の一部 43.50 m <sup>2</sup>
事務局事業課		—	—	公益事業 国際障害者年記念基金事業 障害者スポーツ・文化関係事業の受託 熊本県障害者スポーツ・文化協会事務局の受託	—		・第二本館 鉄筋コンクリート造2階建 2階部分の一部 会議室等 (執務は福祉センター事務室内) 697.63 m <sup>2</sup>
くすのき園	宇城市松橋町豊福2832	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第5条 ・同法第29条第1項	社会福祉事業 第1種 社会福祉事業 第2種 社会福祉事業	30人 30人 30人		敷地面積 12,888.67 m <sup>2</sup> 建物延床面積 3,567.93 m <sup>2</sup> ・管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建 327.14 m <sup>2</sup> ・休憩室 鉄骨造平屋建 175.28 m <sup>2</sup> ・サービス棟 鉄筋コンクリート造平屋建 1,056.50 m <sup>2</sup> ・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 588.00 m <sup>2</sup> ・加工作業棟 鉄骨造平屋建 735.17 m <sup>2</sup> ・製織棟 鉄骨増平屋建 662.50 m <sup>2</sup> ・渡り廊下 鉄骨造平屋建 23.34 m <sup>2</sup>
りんどう荘 りんどう荘Ⅰ		障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第5条 ・同法第29条第1項	第2種社会福祉事業	37人 (20)		敷地面積 5,211.35 m <sup>2</sup> 建物延床面積 970.57 m <sup>2</sup> ・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 961.56 m <sup>2</sup> ・ポンプ舎 コンクリートブロック造平屋建 9.01 m <sup>2</sup>
りんどう荘Ⅱ	同 久具2012				(5)		(借家) 木造平屋建 建物延床面積 103.51 m <sup>2</sup>
りんどう荘Ⅲ					(5)		(借家) 木造平屋建 建物延床面積 103.51 m <sup>2</sup>
りんどう荘Ⅳ	同 久具1990				(7)		(借家) 木造平屋建 建物延床面積 136.74 m <sup>2</sup>

○熊本県所有の長嶺地区の第2本館並びに身体障害者能力開発センターの入所棟及びリハビリ棟等の敷地面積 9,577.35 m<sup>2</sup> (平成22年4月1日から無償借用)



#### 4 事業団の沿革

年月日	事項
昭和50年 6月20日	・法人設立認可
7月 1日	・法人設立登記
7月 1日	・勤労身体障害者体育施設の管理運営受託(熊本勤労身体障害者体育館)
11月 1日	・熊本県から身体障害者福祉センター(A型)の管理運営受託
昭和56年 4月 1日	・熊本県から難聴幼児通園施設の管理運営受託(ひばり園)
10月 1日	・熊本県から重度身体障害者授産施設の管理運営受託(くすのき園)
昭和58年 4月 1日	・熊本県から肢体不自由者更生施設業務の受託
昭和61年 4月 1日	・熊本県から身体障害者福祉ホームの管理運営受託(りんどう荘)
平成元年 4月 1日	・熊本県から身体障害者更生施設の管理運営受託(身体障害者能力開発センター) ・熊本県から身体障害者福祉センターグランドの管理運営を受託
平成 2年 4月 1日	・熊本県障害者スポーツ・文化協会事務局業務を受託
平成14年 4月 1日	・公募により身体障害者福祉センターの指定管理者(H22.3.31までの4年間)
平成18年 4月 1日	・非公募によりひばり園、くすのき園、りんどう荘及び身体障害者能力開発センターの指定管理者(H22.3.31までの4年間) ・熊本県から障害者スポーツ・文化関係事業を受託 ・熊本県障害者スポーツ・文化協会事務局の運営を受託(事務局事業課)
平成19年 4月 1日	・障害者自立支援法施行に伴い、くすのき園が身体障害者授産施設から障害者支援施設に、りんどう荘が身体障害者福祉ホームから障害者福祉ホームに変更 ・くすのき園が新事業体系に移行
平成22年 4月 1日	・熊本県からひばり園、くすのき園、りんどう荘、身体障害者能力開発センターの4施設の建物、工作物、備品の無償譲渡及び土地の無償貸付を受け民営化 ・公募により熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者(H25.3.31までの3年間) ・りんどう荘が障害者福祉ホームから障害福祉サービス事業所に、身体障害者能力開発センターが身体障害者更生施設から障害者支援施設に変更 ・くすのき園に生活介護事業(新事業体系)を開設 ・りんどう荘及び身体障害者能力開発センターが障害者自立支援法に基づく新事業体系に移行
平成23年 4月 1日	・くすのき園の就労移行支援事業(定員6人)を廃止 同 施設入所支援事業の定員を50人から40人に変更 ・りんどう荘のグループホームの定員を20人から30人に変更
平成23年10月 1日	・くすのき園の生活介護事業の定員を9人から30人に変更 同 入所支援事業の定員を40人から30人に変更 ・くすのき園の障害者支援施設としての就労継続支援B型事業(定員45人)を廃止し、障害福祉サービス事業所としての就労継続支援B型事業(定員24人)を開始 ・りんどう荘がグループホームに加えてケアホーム一体型の事業(定員37人)
平成24年 4月 1日	・ひばり園が「多機能型障害児通所支援事業所」として新事業体系に移行し、児童発達支援センター(定員36人)、放課後等デイサービス事業(定員10人)、保育所等訪問支援事業を開始
平成25年 4月 1日	・公募により身体障害者福祉センターの指定管理者(H30.3.31までの5年間) ・社会福祉事業団相談支援事業所を開設 ・ひばり園の児童発達支援センターの定員を36人から20人に変更 ・くすのき園の就労継続支援B型事業の定員を24人から30人に変更 ・身体障害者能力開発センターの機能訓練事業の定員を30人から20人に変更 生活介護事業の定員を10人から20人に変更に変更
平成26年 4月 1日	・身体障害者能力開発センターの機能訓練事業の定員を20人から15人に変更 生活介護事業の定員を20人から25人に変更 ・りんどう荘がグループホーム・ケアホームの一元化により、介護サービス包括型グループホームに移行
平成27年 4月 1日	・県有財産(土地)の無償貸付の契約更新(R2.3.31までの5年間)
平成30年 4月 1日	・ひばり園の放課後等デイサービス事業(定員10人)の廃止 児童発達支援センターの定員を20人から28人に変更 ・公募により身体障害者福祉センターの指定管理者(R5.3.31までの5年間)
令和 2年 4月 1日	・県有財産(土地)の無償貸付の契約更新(R7.3.31までの5年間) ・ひばり園が熊本市から東区の児童発達支援センター等機能強化事業を受託

